

第24期第33回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年4月10日(月)午前10時から午前11時00分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、半
田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計15名
- 4 欠席委員 木村隆昭 1名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1号)
(2) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可に
ついて (第2号)
(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第3～5号)
(4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第6～12号)
(5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第13・14号)
- 6 協 議 (1) 令和5年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
(2) 農地法第3条(農地の権利移動の制限)の資料変更について
- 7 報 告 (1) 特定農地貸付けに係る変更について
(2) 特定農地貸付けに係る報告書の提出について
(3) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
(4) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他 令和5年度練馬区農業委員会総会日程の変更について

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第33回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会事務局職員について、事務局から紹介があります。

事 務 局 (事務局職員紹介)

ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は木村隆昭委員です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、井之口喜實夫委員と榎本重恭委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和5年3月6日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、インデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人にあたりますので、認定要件のうち、①都市農業機能発揮要件②地域との調和要件③全部効率利用要件、以上3つを満

たす必要があります。

それでは議案の4ページにお戻りください。4ページから7ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名および住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の賃借期間の始期は、令和5年5月1日から、期間は3年間の使用貸借となります。

5ページをお願いします。

3 都市農地における耕作の事業の内容は、イ 露地野菜、ハーブを栽培し、JA直売所および飲食店へ出荷するとのことです。地域との調和について、申請者の役割として、収穫後の農産物の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、適切に除草をするとのことです。所有者の役割としまして、当該生産緑地において借主が適切に営農しているかの確認する。また、周辺住民からの相談等の受付、対応を年間24日以上行うという記載になってございます。

6ページをお願いします。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状240日、賃借権等の設定後も240日です。II 選択項目です。申請者は、イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人にあたりますので、5-1、5-2および6の記載が必要となります。5-1 申請者が現に所有権並びに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。所有地として、畑が800㎡です。ただし、こちらにつきましては、売却の予定がありますので、後ほど出てきます5-2作付の計画の中には反映されておられません。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付予定作物、作物別の作付面積です。566㎡で野菜、165.76㎡でハーブ、合わせて731.76㎡というのが今回の土地全体ということにな

っております。

7ページをお願いします。

大農機具は耕運機を1台所有されております。(3)農作業に従事する者です。本人は農作業歴が14年です。拠点となる場所等からの平均距離は徒歩5分です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従いますとのことです。

8ページをお願いします。

8ページから11ページまでが農地使用賃貸借契約書です。

11ページをお願いします。

別表1、土地その他物件の目録等については記載のとおりです。本件は使用貸借ですので、賃料についての記載はございません。

12ページをお願いします。

貸借地における営農計画は記載のとおりです。

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、田中大代委員をお願いします。

田中大代委員 3月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では、飲食店などに向けた季節の野菜を作っていました。出荷先は主に飲食店レストランやJA直売所とのことでした。境界確認もできました。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。

令和5年2月15日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可が必要になります。

【譲受人、譲渡人、土地の所在等について説明】

別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条(農地の権利移動の制限)についてです。1の(1)対象となる行為は所有権の移転となりますので、農業委員会の許可が必要となります。農業委員会の許可を得ずにした行為はその効力を生じないというものです。3 農地法第3条第2項が定める不許可基準です。(1)について、譲受人は農業経営を適切に行っているため、該当しません。(2)(3)についても、該当しません。(4)について、譲受人は常時従事されているため該当しません。(5)について、令和5年4月1日付で農地法の改正がありました。この結果、50アールの下限面積制限がなくなっております。今回、許可日が4月10日ですので、改正に従いまして該当しません。現在、ご覧いただいております別冊資料の中では、まだ下限面積についての記載がございますが、後に本日協議事項として今回の法改正を反映した資料をお示しさせていただきたいと考えてございます。(6)について、譲受人自らがこれからも農

業を行うとのことで、こちらについても該当しません。(7)についても、該当しません。したがって、不許可基準のいずれにも該当しないということになります。議案の14ページへお戻りください。
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 3月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑の一部に芝生がございました。これから夏野菜を作付けするとのことで、よく綺麗に耕運されていました。サツマイモ、ジャガイモ、トウモロコシ等を今後作付けするとのことでした。境界も確認しました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年2月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 3月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑は綺麗に耕運されており、一部タマネギやジャガイモ、サトイモ
が作付けされておりました。今後トウモロコシ、エダマメを中心に
露地野菜を作付けする予定で、販売先は庭先とJA直売所とのこと
です。また、息子さんもこれを機に就農されるとのことでした。よ
ろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願
いします。

事 務 局 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。
令和5年2月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別
措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当するこ
とを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員

3月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑は綺麗に耕運されており、キャベツを作付けするとのことでした。(2)の畑ですが、ジャガイモを植える準備がされておりました。小学生が掘りに来るとのことでした。(3)の畑にはダイコン、コマツナ、カブ等が作付けされていました。畑の一部に農具庫があり、鉄パイプで波板の屋根がありました。土間のままですが、屋根が付いているため、税務署等から指摘があった場合には対処していただくようお願いしました。境界について確認しました。販売先はJA直売所とのことでした。被相続人は6年ぐらい前までは一緒に畑に出られていたそうですけれども、その後は相続人が耕作されているということです。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

西貝孝之会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年3月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 3月29日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
この畑にハウスが2棟あり、1棟では綺麗に耕運されていました。
以前は植木が植えられていたそうです。もう1棟には農具が入って
いました。以前は、露地では野菜を作付けしていましたが、現在は
綺麗に耕運されていました。今後、ハウスは解体し、露地で果樹を
植える予定とのことでした。販売は庭先販売とのことでした。境界
も確認いたしました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願い
します。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。

令和5年3月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員

3月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)と(2)、(5)から(8)は、ほとんど野菜畑でした。この時期はスナップエンドウやニンニク、ホウレンソウが作付けされていました。これからはジャガイモ、夏野菜を作付けする予定です。南側にはギンナンを収穫するイチョウの木が10本程、カキやウメ、ブルーベリー等が植わっていました。東側の網掛けから外れている所には防火用の貯水槽とお地蔵様があり、納税猶予の対象から外れています。(3)と(4)の畑にはナバナ、コマツナが作付けされ、これからトウモロコシを作付けするそうです。販売先は庭先と、JA直売所、スーパーとのことでした。境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西貝孝之会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年3月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 3月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑にはガラスの温室が1棟、ビニールハウスが8棟ありました。主にパンジーやシクラメンをつくっております。今の時期は、区内の農家より注文を受けて野菜苗を作っているとのこと。販売先は市場、ホームセンター等に卸しているとのこと。畑の北側のへこんでいるところには、事務所と倉庫があり、納税猶予の適用から外れています。境界も確認しております。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年3月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 本日、木村隆昭委員は欠席のため、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 3月16日に木村隆昭委員と事務局2名で現地確認行ってまいりました。(1)の畑にはプラムの木が全面植えられていました。露地の部分では、今後キャベツを作付けするとのことでした。(2)(3)の畑の西側の半分程度には露地野菜、東側の半分程度には果樹が植えられていました。西側ではハウスが2棟あり、中では今後トマトやキュウリ、ナスなどの夏野菜を作付け予定とのことでした。東側についてはカキが数本植わっております。販売は庭先直売で、境界も確認しております。木村隆昭委員からも問題ないのではということです。よろしく願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第9号および第10号は同一世帯の案件です。一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号および第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年3月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 3月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑の（1）と（2）でブルーベリーが植わっていました。（3）の畑
の西側にカキが9本、イチジクが16本、キウイが13本、北側に果樹
類が12本植わっております。境界も確認しました。販売は、ブルー
ベリーは摘み取り、カキやキウイ、果樹類は庭先販売とのことでした。
よろしく願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。
（発言なし）
本件承認としてよろしいでしょうか。
（異議なしとの発言あり）
それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願い
いたします。

事 務 局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。
令和5年3月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。
【申請者、特例農地等の所在等について説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 3月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1) の畑の露地でシュンギク、ニンニクが作付けされ、カキやキンカン、果樹が植えられていました。(2) の畑では、コマツナやホウレンソウが作付けされ、今後、エダマメやカブ、ダイコンを作付けする予定とのことです。(3) から(8) の畑では、キャベツやジャガイモ、ブロッコリー等が作付けされてきました。販売先は、キャベツは市場へ出荷、他の野菜はJA直売所、庭先販売とのことです。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年3月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、増田義二委員お願ひします。

増田義二委員 3月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2) の畑にはハウスが1棟あり、中でトマトが作付けされて

いました。露路ではニンジンやダイコン、ホウレンソウ等が作付けされ、キウイが植わっていました。(3)の畑では、タマネギやネギ、ニンニクが作付けされ、カキが植わっていました。販売は庭先販売とのことです。境界も確認いたしました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和5年3月7日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 3月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

この畑ではブルーベリーや果樹類、サツキが植えられ、露地では、ジャガイモやソラマメ、キヌサヤ等が作付けされてきました。販売はJA直売所、庭先販売とのことです。境界も確認いたしました。なお、証明対象者が生前農業に従事していたことは、申請者への聞

き取りにより確認が取れております。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第14号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和5年3月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 3月29日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では以前、サツキを作っており、欲しい人に販売していたそうです。現在は綺麗に片付いていました。境界は不明確だったので、今後、明示するように言って参りました。なお、証明対象者が生前農業に従事していたことは、申請者への聞き取りにより確認が取れています。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「令和5年度農業者年金加入推進活動計画の案について」です。

本件は農業者年金の加入推進にあたり、例年作成しているものです。加入推進目標を新規加入者3名とし、対象となりうる農業者に制度を広く周知することを第一に、引き続き加入推進に取り組むものとさせていただきます。事務局からは以上です。

西貝孝之会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに42ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地法第3条（農地の権利移動の制限）について」です。

令和5年4月1日付をもちまして農地法第3条が一部改正になっています。担い手の不足を解消する等の目的ということで、不許可基準の中から下限面積制限が削除されました。

44ページをお願いします。

これに伴い、別冊資料インデックス1の、農地法第3条の権利移動制限において、3（5）農地法第3条第2項が定める許可基準の中

で、下限面積制限50アールに抵触する場合は許可できないとの部分については削除いたしました。

42ページにお戻りください。

改定後が42ページおよび43ページということになっています。下限面積制限以外の項目について、第3条第2項の不許可基準は従前どおりということになっています。本日の協議後、こちらについて法改正を反映させたものを差し替え、来月の総会からは、新しいこの基準に沿ってのご審査をお願いしたいと考えています。事務局の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いいたします。

次に、46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「特定農地貸付けに係る変更について」のご報告です。令和5年3月10日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

本件は、契約期間更新に伴う報告事項です。

【報告者、農園の所有者・所在・地積等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに48ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「特定農地貸付けに係る報告書の提出について」の報告です。令和5年3月27日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

本件は、現在利用されている老人クラブ農園について、契約期間更新に伴う報告事項です。

【申請者、農園の所在・地積・所有者等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに50ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。

令和5年3月31日付けで、東京あおば農業協同組合代表理事組合長から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったため、報告するものです。

【名義の種類、事業主体等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

事務局から説明を受けました。

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに52ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和5年3月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局

令和5年度練馬区農業委員会総会開催日程の変更についてです。総会資料の61ページをご覧ください。本年度の農業委員会総会の開催日程です。第6回1月の総会ですが、1月12日ということをお願いしておりましたが、東京都農業会議主催の会議と日程が重複しまして、日程を変更させていただきたいというお願いでございます。

1月11日の木曜日に変更させていただき、開催時間につきましては、従前同様、午後4時からということで考えています。よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第33回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人